

府中市立心身障害者福祉センター送迎車両運行業務委託仕様書

本仕様書は、社会福祉法人府中市社会福祉協議会（以下「発注者」という。）が発注する送迎車両運行業務の内容について適用する。

1 業務の目的

本業務は、発注者が実施する府中市立心身障害者福祉センター（以下「センター」という。）において、主に利用者やセンターの関係者等の移動する手段として運転手付きバスおよび車両の運行を受注者（以下「受託者」という。）に委託するものである。

2 施設名称・所在地

府中市立心身障害者福祉センター
東京都府中市南町5丁目38番地

3 契約期間

令和8年4月1日～令和13年3月31日

4 業務内容

受託者の用意する車両（点検費用、保険料等の維持管理費用を含む）により、利用者及び家族並びに付添人の送迎、場合により、センターの関係者等を安全に運送する。

5 運行日

通所日及び事業実施日

※原則として月曜日から金曜日（祝日及び年末年始を除く）

※年間数日のイベント開催日に土曜日、祝日、通常時間外（臨時便）での運行あり。

※天候等による変更など、運行日程の決定に当たり必要となる事項については、その都度発注者と受託者で協議の上、実施することとする。

6 運行時間

（1）運行時間については、随時協議のうえ変更するものとする。

（2）発注者の指示により、下記の3便の空き時間及び最終便以降に運行することがある。

（参考）令和7年度8月現在の概ねの運行時間

便数	出発時間	到着時間
1	午前8時00分	午前9時30分

2	午前 1 1 時 5 5 分	午後 1 時 1 0 分
3	午後 3 時 3 0 分	午後 5 時 0 0 分

7 運行コース

- (1) 府中市内の停留所または利用者宅を、設定した 6 コース、各 1 回約 1 5 km から 2 5 km のコースにて運行する。
- (2) コースは随時見直しにより、受託者と発注者で協議のうえ決定する。

8 運行車両

- (1) 運行に使用する車両は、一般貸切旅客自動車運送事業または特定旅客自動車運送事業の許認可を受けた受託者所有、または占有する整備された営業用車両 6 台とする。

- ・ 中型バス 2 台 (定員 2 5 名以上 車いす固定装置 5 組以上)
- ・ 中型バス 1 台 (定員 2 7 名以上 車いす固定装置 6 組以上)
- ・ 中型バス 1 台 (定員 1 6 名以上 車いす固定装置 6 組以上)
- ・ ワゴン車 2 台 (定員 1 0 名以上 車いす固定装置 2 組以上)

※ワゴン車参考車種

トヨタハイエース 全長 469 cm 全幅 169 cm 全高 222 cm 程度

- (2) 車両は冷暖房装置、置き去り防止を支援する安全装置付きとすること。
- (3) センターと運行中の車両が通信可能なスマートフォンと無線機、発注者が契約するバス位置情報システムを設置すること。
- (4) バスの側面の模様や施設名等のラッピングを施す。
- (5) 車両の付属品等 (上記 (2) ~ (4)) についての詳細は別途協議する。

9 乗務員

- (1) 乗務員は車両 1 台につき運転手 1 名、添乗員 1 名とする。
- (2) 運転手には、以下の条件を全て満たすものを配置するものとする。
 - ア 心身ともに健康な者 (定期健康診断の受診)
 - イ バス等の大型車両の運転士又はタクシーの運転士の経験を有すること
 - ウ 上記経験の退職者は、過去 3 年に遡り無事故の者であって、5 0 歳代までの者は 3 年以上、6 0 歳以上の者は 2 年以上運行業務から離れていないものであること。
 - エ 6 9 歳以下の者であること
 - オ 障害者に対し、理解のある対応ができること
- (3) 乗務員は、各自担当業務に精通し、品位を保ち規律を守り、発注者の指示に従い服務すること。なお、業務上不適当と認められる乗務員は、発注者は受託者に対し、交代を求めることができる。

- (4) 受託者は、常に乗務員と連絡を密にし、その管理を行うこと。
- (5) 乗務員の病気、事故等により欠員が生じたときは、当日の業務に支障がないように直ちに乗務員を補充配置すること。
- (6) センターに従事するための教育として、受託者は乗務員に障害者の理解に関する研修や虐待防止・権利擁護研修等、発注者が実施する研修に参加させるほか、安全な運行業務に関する研修を年1回以上実施するものとし、必要に応じて報告書を提出すること。

10 運行管理

- (1) 交通関係法規等関係法令を遵守し、発注者の運行計画に従い、安全確保に十分留意して運行すること。(道路交通法、道路運送車両法等の遵守)
- (2) 運行中、万一交通事故や利用者の発病、負傷等その他緊急事態が生じたときは、直ちに適切な処置を講ずるとともに、センターに通報し、事故報告書を提出すること。
- (3) 運行中の事故により乗車した利用者等に損害を与えた場合は、受託者が賠償責任を負うものとする。
- (4) 利用者等の安全確保のため、走行中の安全運転のほか、定期的な車両点検や清掃、消毒を行い、万全な車両の保守に努めること。
- (5) 受託者は、利用者のほとんどが障害者であることを十分承知し、特定旅客自動車運送業について、民間機関等が実施する運輸安全マネジメントの評価を受けている、置き去り防止を支援する安全装置の設置等、その安全確保について万全の注意および措置を取ること。
- (6) 受託者は、事故発生時等の事実確認のため、車両前方及び室内を撮影できる映像記録型ドライブレコーダーを車両に設置し運行状況を記録すること。なお、記録映像の保存期間は1週間以上とし、府中市及び警察等の公的な目的による要請で開示が必要な場合を除き第三者へ提供しないこと。
- (7) 指定された運行日誌に運行内容および乗降確認等の報告事項を記入し、確認印を受けること。
- (8) 送迎車両の故障等により運行不能の時は、同等程度の一般貸切車両を代替車として確保すること。
- (9) 送迎車両の運行にあたって、排出ガス及び温室効果ガスを最少限度にとどめるための適切な運転及び車両管理により環境へ配慮すると同時に、騒音の低減等近隣に配慮した措置を講じること。
- (10) 受託者は、震災や水害時等、運行時の災害対策において、運行が不能もしくは、そのおそれがある時は発注者と協議し、利用者等への混乱が生じないように配慮する。また、発注者が作成する「要配慮者利用施設の避難確保計画」に基づき、利用者等の避難時には（出来る限り）協力すること。

(11) 受託者は運行管理のため、次のマニュアルを作成し、発注者へ提出するとともに、センターに従事する乗務員には発注者が実施する次の研修等に参加させ、その報告書を提出すること。

ア 障害への理解

イ 虐待防止・権利擁護

ウ 緊急時の対応（交通事故、利用者の発病次のや負傷等）

エ 日々の安全管理、衛生管理

オ 災害（震災、水害時等）時の対応

(12) 受託者は、発注者と送迎終了後に不定期に開催されるバス会議に参加すること。

11 その他

(1) 送迎車両に関する維持管理費用（任意保険や点検費用等）および消耗品等の一切は受託者の負担とすること。

(2) 発注者が安全管理のため、自動車検査証や任意保険等書類の写しを求めた時は提出をすること。

(3) 送迎車両の安全運行等に関する会議を開催する場合は、受託者はその要請に応じ出席すること。

(4) センターで実施する災害時を想定した避難訓練等には参加・協力し、有事の際には円滑な避難や利用者の安全確保に協力すること。

(5) その他の業務内容は発注者の指示によること。

(6) その他、この仕様書に定めのない事項については、双方の協議の上、定めるものとする。